

令和2年11月20日

新1年生保護者様

京都市立朱雀第八小学校

校長 小田木あけみ

銀行口座振替手続きについて

学校では、毎月お子達の教育をすすめるにあたり、必要な経費を集めています（給食費、学用品・教材費、遠足・社会見学代、野外活動費等）。また、PTA活動に必要な経費として、PTA会費も学校を通じて納入していただいています。

それらの費用は、児童に現金を持たせることによるトラブルを防ぐためや集金事務の簡略化のため、毎月銀行自動振替の方法で納入していただくことになっています。

本校では、京都銀行(各支店)で普通預金口座を開設していただき、預金口座振替依頼の手続きをとっていただいています。兄姉がおられ、すでに口座を開設されていても、今回ご入学児童の振替依頼手続きは必要となりますので、下記のものをご持参いただき、手続きしていただきますよう、よろしく願いいたします。

お手数をおかけしますがどうぞよろしくお願い致します。

記

1. **新規に京都銀行に普通預金の口座を開設される方**は、下記のものを用意して銀行でお手続きをお願いします。
 - ・印鑑
 - ・口座名義人の本人確認書類
⇒免許証、パスポート、マイナンバーカード（顔写真付き）、保険証など
 - ・「**預金口座振替依頼書**」・・・11/19配布しています。
2. **すでに京都銀行に普通預金を開設されており、振替依頼の手続きのみされる方**は、下記のものを用意して銀行でお手続きをお願いします。
 - ・「**預金口座振替依頼書**」・・・11/19配布しています。

◎お忙しい中お手数ですが、上記の手続きを1月29日(金)までに銀行で済ませていただきますようよろしくお願い致します。